

農作物共済



対象となる作物は 水稲・麦（大麦・小麦）

加入できるのは

水稲及び麦の耕作面積の合計が10 a 以上の農家は加入できます。

ただし、水稲の耕作面積が一定面積（30 a～25 a）以上の農家、麦の耕作面積が10 a 以上は、必ず加入することになっています。（当然加入制）

なお、加入に当たっては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件（注）を備えた特定農業団体、農業生産組織もその組織単位（農業共済資格団体）で加入できます。

（注）一定の要件：次の3つの要件を満たしていれば生産組織単位で加入できます。

（果樹共済、畑作物共済も同じ）

- ① 構成員が組合の区域内に住所を有している。
- ② 利益の配分を構成員が共同して行っている。
- ③ 掛金の分担、共済金の分配方法が組織の規約によって定められている。

当然加入基準面積	組 合 名
25 a	磐 井、東南部、宮古地域、岩手北部
30 a	盛岡地域、岩手中部、胆江地域

加入できる方式と内容は

農家が加入方式・補償割合を選択できます。

◆加入方式・補償割合

区分	仕組み	補償内容	特 色
一筆方式	耕地一筆ごとに引受け、一筆ごとの減収に応じて支払う方式	<ul style="list-style-type: none"> 補償割合は農家ごとに7割、6割、5割のうち、いずれか一つを選択できます。 複数の耕地（筆）のうち、一筆でも基準収穫量（注1参照）の3割、4割、5割を超える被害があれば共済金が支払われます。 	<ul style="list-style-type: none"> 共済金を受け取る機会は農家単位方式より多くなります。 大きな災害では半相殺、全相殺方式より補償が少なくなります。
半相殺方式	農家ごとに引受け、農家ごとの減収に応じて共済金を支払う方式	<ul style="list-style-type: none"> 補償割合は農家ごとに8割、7割、6割のうち、いずれか一つを選択できます。 農家ごとに2割、3割、4割を超える被害があれば共済金が支払われます。 増収の筆があった場合は、基準収穫量で計算されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 一筆方式に比べて大災害には有利な補償が受けられます。 損害評価は減収と見込まれる全ての筆を評価する必要があります。 局所的な災害では支払対象にならない場合があります。
全相殺方式	農家ごとに引受け、農家ごとの減収に応じて共済金を支払う方式	<ul style="list-style-type: none"> 補償割合は農家ごとに9割、8割、7割のうち、いずれか一つを選択できます。 農家ごとに収穫量（筆ごとの減収・増収は相殺する）が基準収穫量の1割、2割、3割を超える被害があれば共済金が支払われます。 	<ul style="list-style-type: none"> 半相殺方式より大災害時には有利な補償が受けられます。（9割の場合） 損害評価は主として、ほ場の見回り調査のほか、乾燥調整施設（カントリーエレベーター・ライスセンター）による計量結果数量の伝票調査で行います。 自家調整米については、客観資料が得られる出荷数量調査を行います。（注2参照）
品質方式（水稻） 災害収入共済方式（麦）	農家ごとに引受け、農家ごとの減収又は品質の低下に伴う生産金額（生産所得）の減少に応じて共済金を支払う方式	<ul style="list-style-type: none"> 補償割合は農家ごとに、9割、8割、7割のいずれかを最高として、最低6割までの範囲内で選択できます。 農家ごとに収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、過去の規格別出荷実績から得られる基準生産金額の9割、8割、7割に満たない場合に支払対象となります。 選択した割合が9割、8割、7割を下回っている場合は、共済金が、選択割合/最高割合（9割、8割、7割）の割合で減額されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質低下も含めた最も有利な補償内容です。（カメムシ・麦の赤カビ病などの被害。） 損害評価は主として、見回り調査の他、農協等の出荷伝票により得られる生産金額で確認します。（注3参照）

- (注) 1. 基準収穫量とは、その年の天候が平年並みで肥培管理も通常どおりに行われた場合に期待される収量で、被害を全く受けないことを想定した「被害なかりせば収量」ではなく、平年的な減収が含まれたものをいいます。
2. 全相殺方式の基準収穫量は、1と同様に設定しますが、「施設計量結果等数量」が得られる場合には、原則として、過去5カ年間の農業協同組合等の「施設計量結果等数量」を基に設定します。
この「施設計量結果等数量」は、乾燥調整施設（カントリーエレベーター・ライスセンター）における計量結果及び農業協同組合等業者へ紙袋により出荷された自家調整米の数量のことをいいます。
なお、「施設計量結果等数量」が5カ年に満たない場合には、東北農政局各地域センター公表の市町村別単収等のデータで欠落年を補完します。過去の出荷量データが得られない場合は、収量等級で基準収穫量を設定します。
損害評価において、計量結果数量、出荷数量のデータが得られない場合には、実測（刈り取りによる評価）の方法によって収穫量を調査します。
3. 品質方式・災害収入共済方式は、原則として過去5カ年間の農業協同組合等の出荷伝票等により収穫量及び生産金額が確認でき、今後も農業協同組合等に出荷する見込みのある農家となります。
基準生産金額とは、農家個々の生産金額（生産所得）のことで、過去5カ年間の規格別出荷数量の平均で求められます。
収穫量及び生産金額の確認のための出荷伝票等が5カ年に満たない場合には、東北農政局各地域センター公表の市町村別単収等のデータ及び農業協同組合の産地銘柄ごとの出荷規格別の平均割合を基に欠落年を補完します。

対象となる災害は

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害となります。

水稲の品質方式・麦の災害収入共済方式にあっては、減収に加えて品質の低下に伴う生産金額の減少も含まれます。

補償される期間は

水稲

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫するまでの期間となります。ただし、通常の乾燥期間に限って圃場で乾燥中のものも含まれます。

麦

発芽期から収穫するまでの期間となります。

kg当たり価格（補償単価）は

主食用米、米粉用米、飼料用米ごとに、毎年農林水産省より2つ以上の価格が示され、農家の選択によりkg当たり価格を1つ選択します。

(注) 主食用米のkg当たり価格（補償単価）は、県ごとに主食用米と加工用米の1kg当たり価格をそれぞれ生産量で加重平均し、その平均価格を限度に定められております。

なお、麦共済については、経営所得安定対策の実施に伴い、畑作物の直接支払交付金の数量払に加入する農業者とそれ以外の方では補償単価が異なります。数量払に加入する農業者は、数量払に相当する分の数量単価が加味されます。

共済金額（契約補償額）は

加入する方式ごとに、次により計算されます。

一筆方式

選択補償割合
(耕地の基準収穫量 × 5～7割) × kg当たり価格

半相殺方式・全相殺方式

選択補償割合
半相殺 全相殺
(農家の基準収穫量 × 6～8割又は7～9割) × kg当たり価格

水稲品質方式・麦災害収入共済方式

水稲・小麦・大麦ごとに、過去の出荷実績から得られる基準生産金額の9割、8割、7割のいずれかを最高補償割合とし、最高割合から最低割合の範囲内で農家が選択した金額となります。

	最高割合	最低割合
最高補償割合9割を選択した場合	基準生産金額 × (9割)	基準生産金額 × (6割)
最高補償割合8割を選択した場合	基準生産金額 × (8割)	基準生産金額 × (6割)
最高補償割合7割を選択した場合	基準生産金額 × (7割)	基準生産金額 × (6割)

掛金は

$$\text{掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率}$$

$$\text{農家負担掛金} = \text{掛金} \times 0.5 \text{ (国が半額を負担します。麦の場合は55\%)}$$

(注) 掛金率は、過去の被害率を基に組合ごとに定められ、3年ごとに改定され、さらに、掛金率は農家ごとの過去の被害率(受けとった共済金の多少)に応じて設定されております。

共済金の支払いは

一筆方式 $\text{支払共済金} = (\text{耕地ごとの減収量} - \text{基準収穫量} \times 0.3 \sim 0.5) \times \text{kg当たり価格}$

半相殺方式 $\text{支払共済金} = (\text{農家ごとの減収量} - \text{基準収穫量} \times 0.2 \sim 0.4) \times \text{kg当たり価格}$

全相殺方式 $\text{支払共済金} = (\text{農家ごとの減収量} - \text{基準収穫量} \times 0.1 \sim 0.3) \times \text{kg当たり価格}$

水稲品質方式・麦災害収入共済方式

収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、過去の規格別出荷実績から得られる当年産の生産金額が基準生産金額の9割、8割、7割に満たない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。(30ページ計算例を参照)

最高補償割合9割を選択した場合 選択した割合
((基準生産金額 \times 0.9) - 当年産の生産金額) \times (9/9、8/9、7/9、6/9)

最高補償割合8割を選択した場合 選択した割合
((基準生産金額 \times 0.8) - 当年産の生産金額) \times (8/8、7/8、6/8)

最高補償割合7割を選択した場合 選択した割合
((基準生産金額 \times 0.7) - 当年産の生産金額) \times (7/7、6/7)



例えば

◆共済金額（契約補償額）の算出例（水稻）

耕地番号：1
 面積：10a
 10a当たり基準収量：500kg
 基準収穫量：500kg×10/10=500kg
 kg当たり価格：193円（平成25年産適用価格の例）

一筆方式
 （7割補償を選択）
 の場合

$$\text{基準収穫量} \times \text{補償割合} \times \text{kg当たり価格} = 500\text{kg} \times 0.7 \times 193\text{円} = 67,550\text{円}$$

半相殺方式
 （8割補償）

$$\text{基準収穫量の計} \times \text{補償割合} \times \text{kg当たり価格} = 500\text{kg} \times 0.8 \times 193\text{円} = 77,200\text{円}$$

全相殺方式
 （9割補償）

$$\text{基準収穫量の計} \times \text{補償割合} \times \text{kg当たり価格} = 500\text{kg} \times 0.9 \times 193\text{円} = 86,850\text{円}$$

◆掛金の算出例

上記10aの引受方式別共済金額に対する組合ごとの農家負担掛金の目安は下表のとおりとなります。（掛金の半額は国が負担しますので、その分を除いた額となります。）

組合別引受方式別農家負担掛金の目安（水稻）

組合名	一筆方式 (7割補償)	半相殺方式 (8割補償)	全相殺方式 (9割補償)
盛岡地域	1,340円	1,830円	2,320円
岩手中部	890円	1,210円	1,620円
胆江地域	850円	1,190円	1,410円
磐井	1,410円	1,950円	2,790円
東南部	1,710円	2,280円	2,940円
宮古地域	3,000円	3,950円	5,070円
岩手北部	3,340円	3,880円	4,760円

(注1) 組合の平均的な目安ですので、農家個々に適用される掛金率により異なります。
 (注2) 農家負担掛金に賦課金を加えた額を組合に納入していただくこととなります。

◆共済金の計算例

面積：10a 基準収穫量：500kg 収穫量：300kg

一筆方式
 （7割補償）

$$\text{減収量} \times \text{kg当たり価格} = [(500\text{kg} - 300\text{kg}) - (500\text{kg} \times 0.3)] \times 193\text{円} = 9,650\text{円}$$

半相殺方式
 （8割補償）

$$\text{減収量} \times \text{kg当たり価格} = [(500\text{kg} - 300\text{kg}) - (500\text{kg} \times 0.2)] \times 193\text{円} = 19,300\text{円}$$

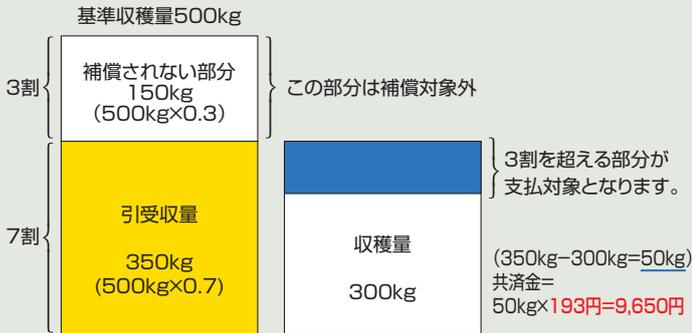
全相殺方式
 （9割補償）

$$\text{減収量} \times \text{kg当たり価格} = [(500\text{kg} - 300\text{kg}) - (500\text{kg} \times 0.1)] \times 193\text{円} = 28,950\text{円}$$

共済金の概略図

水稲・麦 一筆・半相殺方式イメージ

一筆方式7割補償方式の場合



* 補償割合を6割、5割を選択した場合は、表の3割部分が4割、5割となります。

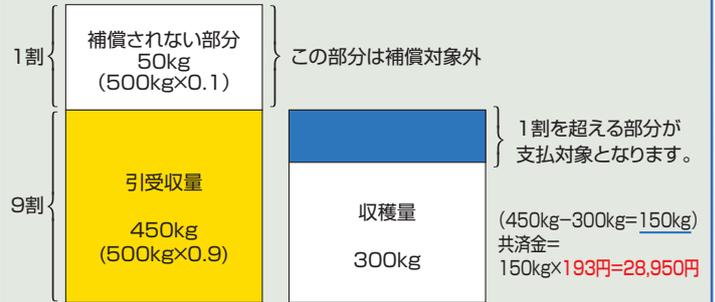
半相殺方式8割補償方式の場合



* 補償割合を7割、6割を選択した場合は、表の2割部分が3割、4割となります。
* 上記表は一筆単位にイメージしたもので、実際の計算では農家単位で計算することになります。

水稲・麦 全相殺方式イメージ

全相殺方式9割補償方式の場合



* 補償割合を8割、7割を選択した場合は、表の1割部分が2割、3割となります。
* 上記表は一筆単位にイメージしたもので、実際の計算では農家単位で計算することになります。

水稲の減収及び品質の低下を補償する方式のイメージ (モデル: 平年は、すべて1等米を生産している農家)

全て1等米で品質低下がない場合



1等米の半分が2等米になった場合



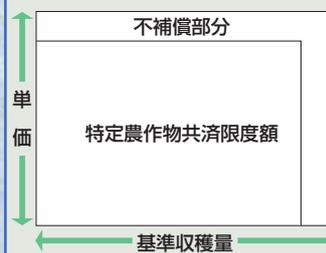
全て2等米に品質低下した場合



- (注)
- = 他の経営安定対策でカバーできる部分
 - = 農業共済(収量減)でカバーできる部分
 - = 農業共済(品質低下)でカバーできる部分

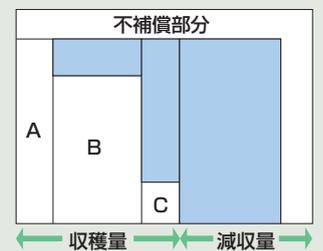
麦の災害収入共済方式のイメージ (モデル: 平年は、すべて1等米を生産している農家)

引 受

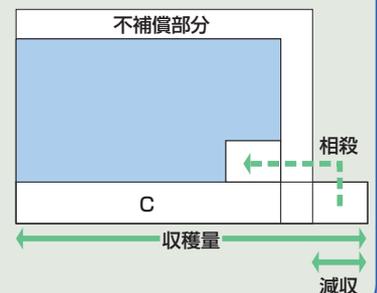


損 害 評 価

① 収量が減少し、品質の低下も発生



② 収量は増加したが、品質の低下が著しい



(注1) A、B、Cは、それぞれ1等麦、2等麦、規格外麦による生産金額を示している。

(注2) 網目部分に補償割合(共済金額/特定農作物共済限度額)を乗じたものが共済金として支払われる。

新規需要米（飼料用米・米粉用米）の取扱い

- ① 飼料用米・米粉用米とも農業共済の引受対象となる水稻です。
- ② 飼料用米・米粉用米は、「生産製造連携事業計画の内容及び認定」「新規需要米取組計画書の内容及び認定」状況に基づき東北農政局各地域センターの認定を受けたもので、原則作付耕地等を特定して引受けることとなります。
- ③ 飼料用米については、穀実の全量を収穫量とするため、組合では基準収穫量設定のための収量調査を行い、平成 23 年までに調査は終了しました。
- ④ 米粉用米の収量基準は 1.8 ミリ以上を基準としておりますので、主食用米と同様、加入していただくこととなります。

[水稻の種類別対象比較表]

水稻の種類	水稻共済の対象	生産目標数量
主食用米	○	内 数
酒米	○	
もち米	○	
種子用米	○	
加工用米	○	外 数
備蓄米	○	
新規需要米（飼料用米） ※飼料用米（専用品種）生産に仕向ける 種子を含む。	○	
新規需要米（米粉用米）	○	
新規需要米（輸出用）	○	
新規需要米（WCS 用稲）	×	

※飼料用米は穀実の収穫を目的としているため、水稻共済の対象となります。



用語の解説

(P28~29)

基準生産金額 当該農家の平均的な生産金額

平均収量×kg当たり価格

- 平均収量は当該農家の原則過去5ヵ年のうちの中庸3ヵ年間の平均（一番高い年と低い年を除いて3で割ったもの）
- 平均収量はさらに、同様の方法で等級別に平均収量を算出し、その等級別の発生割合を算出します。
- 米のkg当たり価格は、産地銘柄ごとの等級別単価で国から示されます。
- 麦の災害収入共済方式では、実質の手取り額（畑作物の直接支払交付金の数量払（同交付金の交付対象者）+相対価格）
- 単収が高く高品質（等級が高い）米・麦出荷農家の方ほど基準生産金額は高くなりますので、減収時・品質低下時に共済金が支払われる頻度は高くなります。

共済限度額 共済限度額とは事故発生時に支払われる共済金の最高額。 共済規程により補償割合が規定されています。（本県では9割～6割）

基準生産金額×9割～6割

- 平均収量に等級別の発生割合とkg当たりの価格をかけ、10a当たりの生産金額を算出します。これを基準生産金額といいます。

基準収穫量 品質を加味した当該農家当年産の基準となる収穫量

基準単収×加入面積

- 水稻品質方式・麦災害収入共済方式の場合の基準単収は、等級別の発生割合と品質指数^(注)を乗じて算出しますので、一般的には単収が高く、等級も高い水稻・麦を出荷している場合はそれだけ高くなります。（一筆方式・半相殺方式・全相殺方式は等級別の発生割合は加味されません。）

（注）品質指数は、水稻及び麦の産地別銘柄ごとのkg当たり価格を基に毎年設定しています。

調整後の収穫量 当年産の収穫量を等級別に品質指数をかけて合計したもの。

生産金額 当年産の生産金額

当年産収量（調整後の収穫量）×当年産加入時のkg当たり価格

当年産収量は品質等級を加味して計算しますので（1等、2等ごと）、共済事故により落等した場合は減収することになります。

∴例えば単収が平年と同じであっても、品質が低下した場合は生産金額は少なくなります（＝結果として単価が下がることになります）。

共済金支払いの条件

- ① 調整後の収穫量<基準収穫量 であり、かつ、
- ② 当年産生産金額<基準生産金額であること。

共済金 (減収金額)

共済限度額（基準生産金額×90%）－本年産生産金額
（9割補償以外を選択した場合は、この減収金額にその割合を乗じます。）

例) 60%を選択＝減収金額× $\frac{\text{基準生産金額} \times 60\%}{\text{基準生産金額} \times 90\%}$

水稻品質方式の仕組み (麦の災害収入共済方式も同じ内容となります。)

(1) 加入申込の際に設定される基準生産金額・基準収穫量の計算例

過去の出荷・検査データの把握

銘柄別	規格	H20年 (kg)	H21年 (kg)	H22年 (kg)	H23年 (kg)	H24年 (kg)	左の5中 3平均 (kg)	平均単収 発生割合
ひとめぼれ	単収	498.82	492.32	543.17	543.47	510.82	①517.60	517.60
	1等	438.04	430.72	470.44	472.09	445.59	②451.36	⑤0.872
	2等	60.78	61.60	72.73	71.38	65.23	③ 66.07	⑥0.128
	3等	0	0	0	0	0	0	0
	規格外	0	0	0	0	0	0	0
	計						④517.43	1.000

(注) 1. ①、②、③の算出は平成20年から24年の5か年のうち、最高と最低を除いた3年間の平均となります。(色かけ部分を除く)
2. ⑤の算出は、②/④となり、⑥は③/④となります。

10aあたり基準生産金額の算出 (事例は、平成24年産適用価格)

規格	単 収	発生割合	kgあたり価格	
1 等	517.60kg	× 0.872	× 198.00円	= 89,366円
2 等	517.60kg	× 0.128	× 188.00円	= 12,455円
3 等	517.60kg	× 0	× 172.00円	= 0円
規格外	517.60kg	× 0	× 95.00円	= 0円
10aあたり基準生産金額				101,821円

(注) 1 kgあたり価格は、産地銘柄ごとの等級別単価で、国から示されます。
2 麦の災害収入共済方式では、実質の手取り額(畑作物の直接支払交付金の数量払い(同交付金の交付多対象者)+相対価格)
3 新規需要米(米粉用米、飼料用米)を作付けされ、水稻の品質方式を選択される場合は、等級別に出荷数量が区分されないため、収穫量により基準生産金額と当年産の生産金額を算出します。

基準生産金額の算出と共済金額 (契約補償額) の選択方法 (最高補償割合9割を選択した場合)

◎引受面積 … 1haの場合は

引受面積 10aあたり基準生産金額

◎基準生産金額 = 1ha × 10 × 101,821円 = 1,018,210円

◎共済金額 (契約補償額) の選択は

<small>基準生産金額</small> 1,018,210円 × 最高 (90%) 916,389円	~	<small>基準生産金額</small> 1,018,210円 × 最低 (60%) 610,926円
--	---	--

の範囲内で農家が選択できます。

基準収穫量の算出例 (※買入価格の事例は、平成24年産適用価格)

Kgあたり 補償金額 最高額	規 格	平均単収 A 発生割合 B	買入価格 C	品質指数 D=C/K	基準単収 E=Σ(A×B ×D)	引受面積 F	基準収穫量 E×F
K (基準) = 195円	単 収	517.60kg			521.99kg	100a	5,220kg
	1 等	0.872	198.00	1.015	458.12kg		
	2 等	0.128	188.00	0.964	63.87kg		
	3 等	0	172.00	0.882	0		
	規格外	0	95.00	0.487	0		

(2) 出荷及び等級検査が終了した場合の計算例

基準収穫量の算出例

規格	出荷量	品質指数 (引受時) ①	発生割合	自家 保有量	左 の 規格別内訳	実収穫量 ②	調整後 収穫量 ①×②	基準収穫量
1等	①1,850kg	1.015	(注) 0.459		(A)165kg	2,015kg	2,045kg	
2等	②2,180kg	0.964	(注) 0.541	360kg	(B)195kg	2,375kg	2,290kg	
3等	0	0.882	0		0	0	0	
規格外	0	0.487	0		0	0	0	上表より
計	③4,030kg		1.000	360kg	360kg	4,390kg	4,335kg	5,220kg

(注) 発生割合は、1等出荷量①/出荷量計③ 及び 2等出荷量②/出荷量計③で算出します。

規格	買入価格 (引受時に設定) ③	本年の 生産金額 ②×③	基準 生産金額
1等	198.00円	398,970円	
2等	188.00円	446,500円	
3等	172.00円	0	
規格外	95.00円	0	上表より
計		845,470円	1,018,210円

◆共済金の支払対象となるには、①と②が条件となります。

- ① 調整後の収穫量が基準収穫量を下回っているか。

4,335kg < 5,220kg で該当

- ② 本年の生産金額が基準生産金額を下回っているか。

845,470円 < 1,018,210円で該当

◆共済金支払計算 (最高補償割合9割を選択した場合)

$$\text{減収金額} = \frac{\text{基準生産金額} \times 90\%}{\text{本年の生産金額}} = \frac{916,389\text{円}}{845,470\text{円}} = 70,919\text{円}$$

基準生産金額の90%を選択した場合

$$\text{支払共済金} = \frac{\text{減収金額}}{\text{基準生産金額} \times 90\%} \times 100\% = \frac{70,919\text{円}}{916,389\text{円}} \times 100\% = 70,919\text{円}$$

基準生産金額の60%を選択した場合

$$\text{支払共済金} = \frac{\text{減収金額}}{\frac{\text{基準生産金額} \times 60\%}{\text{基準生産金額} \times 90\%}} = \frac{70,919\text{円}}{\frac{610,926\text{円}}{916,389\text{円}}} = 47,279\text{円}$$

無事戻し

掛金は掛け捨てではありません。被害が少ない場合は、「無事戻し金」として掛金の一部をお返します。